

---

プロジェクト 時価の算定に関する会計基準

項目 投資信託の時価の算定に関する公開草案に寄せられたコメントへの対応

---

### 本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2021 年 1 月 18 日に企業会計基準適用指針公開草案第 71 号（企業会計基準適用指針第 31 号の改正案）「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「本公開草案」という。）を公表した。
2. 本公開草案に対するコメント期間は 2 か月であり 2021 年 3 月 18 日に締め切られた。本公開草案に対しては、13 通のコメント・レター（団体等 9 通、個人 4 通）が寄せられた。本資料は、本公開草案に対する主要なコメントの概要を説明し、その対応案についてご意見をお伺いすることを目的としている。なお、本公開草案に対するコメント全文は、審議事項(2)-2 参考資料に記載している。

## 公開草案に寄せられたコメントへの対応

## 質問1（投資信託財産が金融商品である投資信託における時価の算定に関する質問）

本公開草案で提案している投資信託財産が金融商品である投資信託の時価の算定に関する取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、海外の投資信託については、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い（通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。）場合に限り、基準価額を時価とみなすことができると提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

3. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。
4. 一方、次の意見が聞かれている。

未公開株式に投資する投資信託に関するコメント(本公開草案第24-2項等)

- (1) 未公開株式を個別に保有している場合と、投資信託として保有している場合で貸借対照表価額を取得原価とするか時価とするかが変わるということになり、この不整合についての整理は十分になされていないと考える。時価評価の対象を実質的に変更してしまうこと、すなわち投資信託についてすべて時価評価を行う実務に統一してしまうことは時期尚早と考える。金融商品の時価評価の範囲を変更するのであれば、金融商品の分類及び測定に関する検討の中で議論されるべきであるとする。

**(対応案)**

- (1) 時価算定会計基準公表に伴い、金融商品会計基準を改正しており、「時価算定会計基準においては、時価のレベルに関する概念を取り入れ、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて時価を算定することとしている。このような時価の考え方の下では、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は想定されない。」（金融商品会計基準第81-2項）としている。これにより、これまで時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取り扱っていた金融商品は、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしないこととされていた市場価格のない株式等を除き、時価をもって貸借対照表価額とすることとした。したがって、投資信託財産が金融商品である投資信託も時価をもって貸借対照表価額とすることとなる（投資信託財産が不動産である投資信託の貸借対照表価額については第8項(1)及び(2)を参照のこと。）

よって、投資信託財産として市場価格のない株式等を保有している場合であっても、市場価格のない株式等を直接保有している場合と異なり、その投資信託自体について時価をもって貸借対照表価額とすることになる。公開草案に寄せられたコメントは、この処理に対する懸念を示すものと考えられるが、投資信託自体の時価の算定においては、解約制限などその投資信託自体の特性を考慮して時価を算定する必要がある、投資信託財産の評価額の単純な合計額が時価となるわけではなく、また、通常投資信託は金融投資目的で保有される金融商品であると考えられ、時価評価することが財務諸表利用者にとって有用な財務情報の提供につながるものと考えられるため、本公開草案を修正しない。

**海外の投資信託における時価の算定日と基準価額の算定日の乖離に関するコメント（本公開草案第 24-5 項）**

- (2) 投資信託財産の流動性が低い等の理由によりタイムリーに基準価額を得ることができない場合には、時価の算定日と基準価額の算定日が 1 か月を超えることも許容されるとの理解でよいか確認したい。

また、時価の算定日と基準価額の算定日の間の期間が短いとする例示期間を 3 か月程度としていただきたい。

- (3) 海外の投資信託については、直接保有を前提に 1 か月程度情報提供に時間を要することもあり得ると想定されているが、商品スキームや会計処理は様々である。例えば、合同運用金銭信託の構成資産として海外の投資信託を間接的に保有していて、会計上は直接保有に準じて投資信託として扱っているケースもある。こうした商品スキーム等に係る特性も考慮できることが明確になるよう記載いただきたい。

**(対応案)**

- (2) 海外の投資信託については、本公開草案第 24-5 項において、「時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い（通常は 1 か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。）場合に限り、基準価額を時価とみなすことができる」とし、必ずしも 1 か月に限定はしておらず、個別に判断を求めるものである。したがって、本公開草案を修正しない。

- (3) コメントにあるような投資信託を保有している合同運用金銭信託については、金融商品実務指針第 98 項の金銭の信託の会計処理が適用され、信託財産構成物の当該実務指針に従って評価及び会計処理を行ったとした場合の評価額を付し、それらの合計額をもって貸借対照表価額とすることとなる。よって、今回の投資信託の定めは合同運用金銭信託の信託財産構成物が投資信託である

場合、信託財産構成物である投資信託の時価を算定する際には適用されるが、合同運用金銭信託に適用されるものではない。したがって、本公開草案を修正しない。

**基準価額を時価とする取扱い又は時価とみなす取扱いを適用するための要件を継続して充足していることの確認を投資者に求めるコメント(本公開草案第 24-2 項及び第 24-3 項)**

- (4) 投資者が本公開草案第 24-2 項の重要な制限の有無及び本公開草案第 24-3 項の時価算定会計基準と整合する評価基準が用いられているか否かの要件のいずれかを継続的に充足している事実の確認が求められることを結論の背景に明記すべきと考える。

**(対応案)**

- (4) 本公開草案第 24-2 項の重要な制限の有無及び第 24-3 項の時価算定会計基準と整合する評価基準が用いられているか否かの要件は、特に当初認識時に限っているわけではなく、会計基準において明らかにする必要性は乏しいと考えられ、本公開草案を修正しない。

**重要な制限がある場合に該当しない例示及び海外の投資信託に関する文言の見直しを提案するコメント(本公開草案第 24-4 項(3)及び第 24-5 項)**

- (5) 「解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」には該当しない例示の本公開草案第24-4項(3)及び海外の投資信託に関して基準価額を時価とみなす本公開草案第24-5項において、「1か月程度」との判断基準が記載されている。第24-4項(3)と第24-5項は、異なる局面における判断基準の提案であるものの、これらに関連付けて基準の適用がなされる可能性があり、実務における混乱を避けるためにも、文言の記載について検討を提案する。

**(対応案)**

- (5) 上記の意見は、本公開草案第 24-4 項(3)の重要な制限がある場合に該当しない「解約可能日が定期的に設定されており、その間隔が短い(例えば、1か月程度)もの」との例示と、本公開草案第 24-5 項の海外の投資信託において時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が1か月程度の短い期間である場合に基準価額を時価とみなすことができる定めに関連付けたものであるが、本公開草案第 24-4 項(3)の例示は、解約等の制限が重要であるか否かを示すものであり、時価の算定日と基準価額の算定日のズレに関する定めと直接的な関係は

ない。したがって、本公開草案を修正しない。

**基準価額の定義に関するコメント（本公開草案第 49-2 項）**

- (6) 本公開草案第49-2項のとおり、現行の適用指針における「基準価格」を「基準価額」に統一しているが、本公開草案における「基準価額」は、投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」における「基準価額」に該当するかを確認したい。

**（対応案）**

- (6) 本公開草案第 49-2 項のとおり、「基準価格という用語を、一般社団法人投資信託協会が定める規則に合わせ基準価額という用語に変更しているが、内容の変更を意図するものではない」としており、改正前の金融商品実務指針第 62 項における基準価格と同一のものを意図している。したがって、本公開草案における「基準価額」には、投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」における「基準価額」のほか、同規則が適用されない海外の投資信託における基準価額も含まれ得ると考えられる。

**「市場における取引価格」が何を指すのか明確化を求めるコメント（本公開草案第 24-2 項等）**

- (7) 上場していないオープンエンドの公募投資信託は、相対市場において、解約等に重要な制限がなく基準価額で解約等が行われる実務があるが、かかる基準価額は、本公開草案第24-2項における基準価額に相当するのか、それとも時価算定会計基準第5項の「市場における取引価格」に相当するのか明らかでなく、結論の背景等での明確化が望まれる。
- (8) 投資信託の解約等が市場における取引でないと考えるのであれば、基準価額は厳密には現行の時価算定会計基準第5項の「時価」には該当しないというべきであるから、本公開草案第24-2項の「基準価額を時価とする」取扱いは既存の「時価算定会計基準に従った取扱い」とは説明できず、「基準価額を時価とみなす」新しい定めであると整理すべきである。

**（対応案）**

- (7) 時価算定会計基準第 5 項の時価の定義において「市場における取引価格」との文言は使われていない。本公開草案第 24-2 項の「市場における取引価格」とは、本公開草案第 49-2 項の結論の背景に記載のとおり、金融商品取引所等の市場に上場している投資信託のその市場における取引価格を意図している。し

たがって、本公開草案を修正しない。

- (8) 本公開草案第 24-2 項の基準価額を時価とする取扱いは、時価算定会計基準第 5 項において時価の定義を「資産の売却によって受け取る価格」（出口価格）としている点について、解約価格たる基準価額がこれに該当することを明確にしたものであり、本公開草案第 24-3 項のような基準価額を時価と「みなす」ものではなく、時価算定会計基準第 5 項の「時価」に該当するものである。したがって、本公開草案を修正しない。

**基準価額を時価とみなす取扱いの要件に関するコメント（本公開草案第 24-3 項）**

- (9) 基準価額を時価とみなす取扱いの適用にあたり、投資信託の財務諸表が IFRS 第 13 号、米国基準 Topic 820、もしくはこれらに準ずる時価の算定基準に基づき作成されていることを条件とされているが、例えば、投資信託財産に貸出金が含まれており投資信託の財務諸表が IFRS に従い作成されている場合、貸出金が償却原価で測定されていても上記の要件を満たすことになる。しかしながら、基準価額の算定にあたり、組入資産の評価は原則として時価により行うこととされていることから、当該貸出金は基準価額の算定上、時価評価されている必要があると考えられる。そのため、財務諸表作成上の基準に着目するのではなく、投資信託財産を時価算定会計基準またはこれと同等の基準で時価評価した一口当たり時価純資産として基準価額を算定していることを条件とすべきである。

**(対応案)**

- (9) 基準価額を時価とみなす取扱いは、基準価額に対して調整を行うことを求めた場合、実務的な対応に困難を伴うことが想定されることから、一定の要件を満たした場合に基準価額を時価とみなすことができるとしたものである。こうした趣旨を踏まえ、全体として時価算定会計基準と整合する評価基準になっていると考えられることを要件としたものであり、場合によっては財務諸表上で採用された投資信託財産の評価基準と基準価額を算定する際の評価基準が異なる可能性はある。しかしながら、上記の意見のとおり、個々の投資信託財産の評価において、完全に時価算定会計基準に基づいていることを要件にすると、当該取扱いを適用するために困難が生じ、当該取扱いを設けた意義が薄れる懸念があると考えられるため、本公開草案を修正しない。

**質問 2（投資信託財産が金融商品である投資信託における注記に関する質問）**

基準価額を時価とみなす取扱い（本公開草案第 24-3 項）を適用する投資信託については、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないこととし、当該投資

信託の貸借対照表計上額の合計額等を注記することを提案しています。

また、当該投資信託については、仮に時価算定会計基準に従って時価のレベルを分類した場合、レベル3に該当することが多いと考えられるため、レベル3に該当した場合に求められる注記のうち、期首残高から期末残高への調整表を注記することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

5. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。
6. 一方、次の意見が聞かれている。

#### 調整表の要否に関するコメント（本公開草案第24-7項(3)）

- (1) 投資信託の注記事項として調整表を求めることについて、コストがベネフィットを上回る可能性がある。仮に注記するとしても、レベル3の時価に求められる注記事項をパッケージとして提供しない限りにおいては、残高の調整表のみ注記することの有用性には疑問が生じる。

また、基準価額を時価とみなす取扱いを適用する金融商品がレベル3に該当することが多いと整理されているが、その裏付けは示されていない。基準価額にはレベル3インプットを用いた金融商品の時価のような不確実性はないことから、開示の必要性は低いと考えられる。IFRS第13号との開示内容に差を生じさせる開示を導入すべきではない。

#### (対応案)

- (1) 対応を検討中である。

#### レベル1から3のいずれにも含まないことについて反対するコメント（本公開草案第49-7項）

- (2) 基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託において、レベル1からレベル3のいずれにも含まないこととなると、国際会計基準と異なる開示となり、財務諸表利用者にとって使用しづらいものとなる。基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託もレベルごとの内訳に含めたうえで、含めた金額を注記すれば、情報の有用性は損なわれまいと考える。

#### (対応案)

- (2) 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合、基準価額に対して解約等に関する制限に起因する所定の調整はなされないため、調整を行った場合に利用するインプットのレベルについても把握されない。そのため、時価のレベルの分

類をするためには、時価算定会計基準とは異なるルールが必要となる。このような状況において時価算定会計基準に従って分類された時価のレベルごとの内訳に、インプットのレベルが把握されず、他の金融商品とは別のルールによってレベルの分類を行った時価が混在すると、たとえ金額の注記を別途行ったとしても財務諸表利用者にとって有用な情報とならないと考えられるため、本公開草案を修正しない。

**「時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債」に該当しないケースに関するコメント(本公開草案第24-7項)**

- (3) 金融商品時価開示適用指針において、レベル別開示は、「時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債」と「時価を注記する金融資産及び金融負債」で異なる取扱いをしており、前者についてのみ調整表の注記を求めている。一方、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合の注記事項については、このような区別がなされていないが、投資信託について「時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債」に該当しないケースの有無(有期限の投資信託について満期保有目的で処理する可能性、投資信託を子会社株式等として扱う可能性、MMF等の取得原価により計上される投資信託の取扱い等)を整理のうえ、規定範囲に問題がないか確認いただきたい。

**(対応案)**

- (3) 投資信託の保有目的は、基本的には売買目的かその他になると考えられ、貸借対照表価額が時価になるものを念頭に定めを置いている。

仮に、子会社・関連会社株式扱いになる場合、時価注記は個別財務諸表にのみ記載される。この場合において、基準価額を時価とみなす取扱いを適用する可能性はあるが、当該適用に係る注記事項は、連結財務諸表で記載されれば、個別財務諸表は不要としている。

また、満期保有目的になる投資信託は、金融商品会計に関するQ&AのQ67において、「契約型投信、会社型投信及び貸付信託は、一般には満期に額面金額で償還が予定されるものではありませんので、満期保有目的の債券には区分できず」とあるとおり、想定されない。

さらに、MRFなど、預金と同様の性格を有し貸借対照表価額を取得原価としているものについては、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものは時価注記を省略することができるとされているため、基準価額を時価とみなす取扱いの適用は想定されない。

これらを踏まえると、時価をもって貸借対照表価額とする投資信託以外は、

注記を求められないこととなり、レベル3の調整表が「時価を注記する金融資産及び金融負債」に求められていないことと実務上大きな差は生じないと考えられる。したがって、本公開草案を修正しない。

**開示のガイダンスを求めるコメント(本公開草案第24-7項)**

- (4) 通常の金融商品とは異なる新たな注記を求める場合、各社の注記方法が区々となり、比較可能性のある情報にならない懸念がある。財務諸表利用者にとって有用な情報を提供するために、ガイダンスを作成することが望ましい。

**(対応案)**

- (4) 今回新たに求められる注記の内容は、対象となる投資信託の契約条件の内容やその重要性等を踏まえ企業が個別に判断して決定すべきものと考えられ、例えば、重要な解約制限の内容の記載等の開示例を入れた場合、形式的に開示のチェックリストとして画一的に用いられることが懸念される。したがって、本公開草案を修正しない。

**基準価額を時価とみなす取扱いを適用しなくなった場合における時価算定会計基準第10項の注記の要否についてのコメント(本公開草案第24-7項)**

- (5) 基準価額を時価とみなす取扱いを適用したものの、その後、その取扱いができなくなり調整などを行う場合など、投資信託に係る時価の算定方法が変更される場合には、時価算定会計基準第10項における評価技法又はその適用を変更する場合の注記の対象になるのかどうかについて明示する必要があると考える。

**(対応案)**

- (5) 基準価額を時価とみなす取扱いを適用したものの、その後、その取扱いができなくなるケースは通常多くないと考えられ、評価技法又はその適用を変更する場合の注記の対象になるか明示する必要性は乏しいと考えられる。

**質問3(投資信託財産が不動産である投資信託における時価の算定に関する質問)**

現状では多様な取扱いがなされている市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託について、貸借対照表価額を時価に統一することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、貸借対照表価額を時価に統一することとした場合、本公開草案で提案している投資信託財産が不動産である投資信託の時価の算定に関する取扱いについて同

意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

7. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。また、その理由として、基準価額を時価とする（または時価とみなす）ことを許容する点や、第三者から入手した相場価格が時価算定会計基準に従って算定されたものであるかの判断において追加的な手続きを求めている点について、実務的な配慮がされていること、基準価額自体が制度上、一定の外部評価を受けていることが記載されている。
8. 一方、次の意見が聞かれている。

**貸借対照表価額を時価に統一することに反対するコメント（本公開草案第 49-9 項）**

- (1) 現行の実務が割れている状態にある中、金融商品の分類及び測定について議論する前に、時価評価の対象を実質的に変更してしまうこと、すなわち投資信託についてすべて時価評価を行う実務に統一してしまうことは時期尚早と考える。
- (2) 現在、取得原価で評価をしている投資家の私募リート投資口の買控えに繋がる懸念がある。また、そもそも私募リーートの投資対象が時価算定会計基準等の対象外である不動産であることに鑑みても、私募リート投資口について取得原価で評価することを選択適用できるようにしていただきたい。

**（対応案）**

対応を検討中である。

**解約等に関する重要な制限の判断基準についてのコメント（本公開草案第 24-9 項）**

- (3) 解約等に関して重要な制限があるか否かの判断基準は、投資信託財産が金融商品であっても不動産であっても本来変わらないと考えられることから、投資信託財産が不動産である投資信託について例示を掲載しない理由等につき結論の背景において明示すべきと考える。
- (4) オープンエンド型の私募リートにおいては、通常規約において一度の払戻しに応じる際に解約制限が付されているが、これが重要な解約制限がある場合に該当するか否か、及びその理由について、適用指針の本文において言及が必要であると考える。

**（対応案）**

- (3) 投資信託財産が金融商品である投資信託については、解約等に関する制限が市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要性があるか否かの判断が

困難であるとの懸念が審議において示されたため、重要な制限がある場合に該当しない例を示すこととしている。他方で、投資信託財産が不動産である投資信託については、投資信託財産の換金性が低いことにより、重要な解約等の制限があることが一般的と考えられるため、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様の例示を設ける必要はないと考えられる。また、投資信託財産が不動産である場合は、基準価額を時価とみなす取扱いを適用するケースが多いと考えられることから、例示を設けなかった結論の背景を明示しなくとも、実務に影響を与えるものではないと考えられるため、本公開草案を修正しない。

- (4) (3)のとおり、重要な解約等の制限があることが一般的であり、通常は基準価額を時価とみなす取扱いを適用するケースが多いと考えられることから、個別の例示については言及しない。したがって、本公開草案を修正しない。

#### 時価の算定日と基準価額の算定日の不一致についてのコメント(本公開草案第 24-9 項)

- (5) 基準価額の洗い替え頻度が一般的に半年である非上場不動産投資信託について、時価の算定日と基準価額の算定日の不一致が認められるものと理解するが、本公開草案第 24-5 項において、海外の投資信託の基準価額の利用に制限を課していることから、逆説的に時価の算定日時点の基準価額を用いることを前提としているようにも解釈される可能性があるため、実務上の観点から「直近に入手可能なものを用いることができる」旨を明確化していただきたい。

また、基準価額の算定日と決算日が乖離する場合の取扱いやその理由等について結論の背景に明記すべきである。

#### (対応案)

- (5) 投資信託財産が不動産である投資信託については、時価算定日の直近に算定された基準価額を用いることができることを意図しており、本公開草案の記載の修正を検討する。

#### 他の算定方法の具体的な内容についてのコメント(本公開草案第 24-8 項)

- (6) 「他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではない。」とあるが、想定されている内容を具体的に示してほしい。

#### (対応案)

- (6) 時価の定義を満たす価格を算定する他の方法がないとは言えないとして記載したものであり、具体的なケースを想定したものではないが、例えば、金融商

品取引所等の市場に上場しておらず、その市場における取引価格は無いが、直近で譲渡の実績があり、その取引価格がより高いレベルのインプットとして利用できるケースなどが考えられる。

**第三者から入手した相場価格が時価算定会計基準に従って算定されたものであるかの確認についてのコメント(本公開草案第 24-10 項)**

- (7) 投資信託財産が不動産である投資信託については、第 49-12 項において不動産の時価の算定が時価算定会計基準の対象に含まれないことから、投資信託財産の評価が時価算定会計基準に基づいているか否かを確認することにより、基準価額が会計基準に従って算定されたものである否かを判断することが困難であるとして、第三者から入手した相場価格が時価算定会計基準に従って算定されたものであるとの判断を要しないこととされている。同様のロジックに従うのであれば、市場価格のない株式等が時価の算定におけるインプットとなる金融商品についても、第三者から入手した相場価格が時価算定会計基準に従って算定されたものであるとの検証の対象外としていただきたい。

**(対応案)**

- (7) 第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであるとの判断を要しない定めは、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合に限定して対応を図ったものであり、時価算定会計基準に従った原則的な対応についてまで、別途例外的な定めを置く意図はないため、本公開草案を修正しない。

**質問 4 (投資信託財産が不動産である投資信託における注記に関する質問)**

基準価額を時価とみなす取扱い(本公開草案第 24-9 項)を適用する投資信託については、解約等に関する制限の内容の注記を除き、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様の注記を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

9. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。  
10. 一方、次の意見が聞かれている。

**調整表の要否に関するコメント(本公開草案第 24-11 項(3))**

- (1) 質問 2 へのコメント(1)と同様。

(対応案)

(1) 質問2の対応案(1)参照。

**開示のガイダンスに関するコメント(本公開草案第24-11項)**

(2) 質問2へのコメント(4)と同様。

(対応案)

(2) 質問2の対応案(4)参照。

**注記事項の十分性に関するコメント(本公開草案第24-11項)**

(3) 特殊な評価基準が用いられている場合や、基準価額の算定日が決算日から大きく乖離している場合であっても、その旨の開示なしに基準価額が時価として使用されることには、かえって財務情報の有用性が損なわれるおそれがある。注記事項の十分性については適用後レビューの実施を含めた継続的な検討が望まれる。

(対応案)

(3) 本公開草案第49-11項において、投資信託財産である不動産が、時価算定会計基準の対象に含まれないことから、投資信託財産の評価について時価算定会計基準と整合する評価基準が用いられている等の要件を設けていないと記載しているため、時価算定会計基準と異なる評価基準が用いられていることや、基準価額の算定日が時価の算定日と異なることがあることは理解可能と考えられる。また、その対象となる投資信託の貸借対照表計上額等の開示は求めているため、本公開草案を修正しない。

**質問5(貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する質問)**

本公開草案で提案している時価の注記を要しないとする取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

11. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。
12. 一方、次の意見が聞かれている。

**「市場価格のない株式等」に含めて取り扱うことが許容されるか確認を求めるコメント(本公開草案第24-15項)**

- (1) 従来、「組合等への出資」のうち、構成資産が「市場価格のない株式等」(非上場株式)であることから、時価の算定が困難であるとしていたケースがあり、このような組合出資については、新しい枠組みにおいても「市場価格のない株式等」に含めて取り扱うことが許容されるか確認したい。

**(対応案)**

- (1) 金融商品会計基準第 81-2 項において、「時価算定会計基準においては、時価のレベルに関する概念を取り入れ、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて時価を算定することとしている。このような時価の考え方の下では、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は想定されない」としている。

したがって、時価算定会計基準の公表前において、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取り扱っていた組合等への出資も、構成資産が市場価格のない株式等であっても、他の金融商品と同様、市場価格のない株式等に含めないこととなる。ただし、この場合においても、第 24-15 項に記載のとおり、時価の注記を要しないとする取扱いの適用は可能である。

**質問 6 (適用時期等に関する質問)**

本公開草案で提案している適用時期等に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

13. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。  
14. 一方、次の意見が聞かれている。

**適用時期を見直すことを求めるコメント (本公開草案第 25-2 項)**

- (1) 特に投資信託を大量に保有している企業にとって、解約制限の内容を網羅的に確認する作業や、グループ内での整合性の確認、会計監査人との調整等には相当程度の期間を要すると考えられる。その他、システム開発等の対応が必要となる企業もあると考えられる。また、新たに開示を求められる調整表の作成や、これまで取得原価を貸借対照表価額としていた不動産投資信託の評価方法の変更についても、準備に一定の時間が必要と考えられる。したがって、本公開草案の取扱いに係る準備期間の充分性に鑑みて、適用時期を 1 年程度延ばす等の対応を検討いただきたい。

(対応案)

対応を検討中である。

#### 質問7(その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

15. その他のコメントとして、次の意見が聞かれている。

#### レベル3に区分される投資信託の2022年3月期末の調整表の取扱いについてコメント(本公開草案第27-3項)

- (1) 2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から本公開草案を適用する場合、従来分類していなかった投資信託がレベル3に分類される時に、2022年3月期末の注記においては「時価がレベル3の時価に分類される金融資産及び金融負債の期首残高から期末残高への調整表」は不要としていただきたい。

(対応案)

- (1) 対応を検討中である。

#### 注記事項は金融商品時価開示適用指針で定めるべきとのコメント(本公開草案第24-7項及び第24-11項)

- (2) 注記事項については、本来、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」ではなく、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」において定めるのが適切であると考えます。

(対応案)

- (2) 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合に求められる注記は、その適用に関する定めとセットで記載した方が理解しやすいと考えられるため、本公開草案を修正しない。

#### 会計方針として取り扱うかどうか明確化を求めるコメント(本公開草案第24-2項等)

- (3) 基準価額を時価とみなす取扱いの適用を、会計方針として取り扱うかどうかを明記すべきであると考えます。また、投資信託財産が金融商品である投資信託についての取扱いと、投資信託財産が不動産である投資信託についての取扱いは、統一するかどうかについても明記すべきであると考えます。

(対応案)

- (3) 基準価額を時価とみなす取扱いの適用を会計方針として取り扱うかどうかについて、これまで公表した他の会計基準において、基準価額を時価とみなす取扱いと同様に簡便的な取扱いなど他の取扱いを設けている場合においても定めていないケースが多く、個別に判断することが適当と考えられる。

また、投資信託財産が金融商品である投資信託についての取扱いと、投資信託財産が不動産である投資信託についての取扱いは、それぞれの定めを基に適用を判断していくことになるため、両者の適用が異なる場合も考えられるが、その点は、所定の要件を満たすこと以外の制約の記載がないことから分かるため、別途、その旨を明記する必要性もないと考えられる。したがって、本公開草案を修正しない。

**基準価額を時価とする投資信託の時価のレベル別分類の方法について(本公開草案第 24-2 項等)**

- (4) 基準価額を時価とする場合の投資信託の時価のレベル別分類の方法を示すべきであるとする。

(対応案)

- (4) 時価算定会計基準において、個別の金融商品についてレベル別分類の方法を示すことはしておらず、他の金融商品と同様に、原則的な考え方に従って企業が個別に検討することが適切と考えられるため、本公開草案を修正しない。

**IFRS 第 13 号に基づいた投資信託の時価を見直すことにはならない旨を確認するコメント(本公開草案第 24-3 項等)**

- (5) 「時価の算定に関する会計基準」はIFRS第13号「公正価値測定」をコンバージェンスした基準であり、IFRS第13号に基づいて適切に測定された投資信託の時価が、本公開草案を契機とした見直しの対象にはならないものとする。そのような理解で良いか確認したい。

(対応案)

- (5) 会計基準の体系が異なることや実務における重要性の判断等を考慮すると結果として認識される数値が同じものになることを担保するものではないが、時価算定会計基準第 24 項において、「IFRS 第 13 号の表現を一部見直しているが、IFRS 第 13 号の内容と異なる定めを設けることを意図したものではない。」としている。

以 上